

平成 27 年度第 1 回総合教育会議 会議録

1. 日時	平成 27 年 4 月 16 日 (木) (午後 2 時から)
1. 場所	市来庁舎 2 階庁議室
1. 出席者	<p>田畑誠一市長</p> <p>富永伸博委員長・徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長</p> <p>臼井総務課長 書記 後潟総務課主幹</p>
1. 協議事項	<p>1 総合教育会議設置要綱 (案) について</p> <p>2 教育施策大綱 (案) について</p>
臼井課長	<p>只今から平成 27 年度第 1 回総合教育会議を開催します。 市長挨拶をお願いします。</p>
田畑市長	<p>皆様、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。 ございます。</p> <p>ご承知のとおり、平成 26 年 6 月の地方教育行政法の一部改正により、 本年度から、首長主宰による総合教育会議を開催していかねばならない ことが法律で規定されたことから、有村教育長と日程調整をさせて 頂き、本日、開催の運びとなりました。</p> <p>このあと、定例教育委員会が控えております中での会議となります が、よろしく願いを致します。</p> <p>富永教育委員長を中心に、教育委員の先生方には本市教育行政全般 に目配り、気配りを賜わっておりますことに、まずもって感謝を申し 上げます。</p> <p>本市学校教育行政の推進に関しては、これまで同様、基本的に教育 委員長・教育長を中心とした教育委員会におまかせをするという私の スタンスは変わっておりません。</p> <p>これは議会議員の皆様にも、一般質問の答弁等を通じてそのように お伝えをいたしているところです。</p> <p>ただ、ここ数年、学校等で問題が生じた際の地方自治体における総 括的な責任問題が問われる事件が全国的に生じ、首長は学校等の重大 事件に対し教育委員会まかせになっていないか、最終的な責任者は自</p>

臼井課長

治体の長なのではないか等々、責任所在のあり方を問われるケースが多々発生したこともあって、このたびの一部改正に至ったものと理解をしております。

教育委員を選任し、議会に同意を求め、教育行政をお任せしたという任命責任が首長にはあるのだから、学校等で重大な事件が生じた場合の対処や、未来の宝である子ども達の健全な育成に係る教育上の課題等については教育委員会と一緒に、しっかりと把握し、予算編成のあり方やその執行等について、教育委員会と共に連帯責任を負うという立場にあることを明確にしたのが今般の改正であるという認識でおります。

そういうことからすれば、教育委員の先生方となるべく早い段階で協議する場を設けることが良かろうとの思いで、第1回目の総合教育会議の開催準備を進めて参りました。本日、教育委員会の先生方との協議題として提出いたしておりますのは、「いちき串木野市総合教育会議設置要綱（案）」と「教育施策大綱（案）」の2項目であります。

それぞれ資料を準備させておりますので、事務局から説明をさせていただきます。

忌憚のない御意見を賜われればと思っております。

それでは早速、協議第1「総合教育会議設置要綱（案）」を議題いたします。事務局の説明を願います。

現在、事務局で作成した「総合教育会議設置要綱（案）」について、読み上げる形で説明申し上げます。

（設置）

第1条 本市における首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するために総合教育会議を設置する。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、前条の目的を達成するために次の事項を所掌する。

- （1） 教育大綱の策定に関する協議
- （2） 教育を行うための諸条件の整備やその他の地域の实情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策の調整
- （3） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急な場合に講ずべき措置の調整

（構成員）

第3条 総合教育会議は、次に掲げるものをもって構成する。ただし、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- （1） 市長
- （2） 教育委員会

（会議）

	<p>第4条 総合教育会議は、市長が招集し、年2回程度開催する。</p> <p>(1) 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 総合教育会議終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。</p> <p>(3) 総合教育会議において調整が行われた事項については、構成員はその結果を尊重しなければならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 総合教育会議の事務局を教育委員会総務課に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。</p> <p>以上が要綱(案)であります。ご意見を頂いたあと、正式に法制審議会にかけて、正案に仕上げたいと考えております。また、そのあとに定例教育委員会にお諮りしたいと思っております。</p>
田畑市長	<p>只今、要綱案の説明がありました。</p> <p>要綱策定は法的に義務づけられたものではありませんが、やはり、設置目的や所掌事務、会議員の構成、会議のあり方、事務局等々については、ある程度キチッと定めておいた方がよからうとの思いから概略案であります。提案をいたしております。</p> <p>要綱(案)を検討する中で、市長が招集する会議の事務局だから、市長部局に設置するのがよいのではとの意見もありましたが、教育に関する諸問題等を議論するにあたり、資料の収集、準備等、教育委員会に置いた方が実務的に良いのではという私の判断から、教育委員会総務課に担当してもらえないかと教育長に相談をして、理解を頂いて、第5条でそのように規定をいたしました。そういう点も含めて要綱案をご協議頂ければと思います。ご意見ありましたらお願い致します。</p>
福田委員	<p>総合教育会議を年2回程度開催すると案ではなっているようであります。この前から、大津の事件等いろいろあって、市長部局が主体となって総合教育会議等を行う形になるようですが、突発的にいろんな事件があります。いじめ問題や、生命に危険をおよぼす事例等の外に、臨時に開催するような事は何が考えられますか。</p>
臼井課長	<p>総合教育会議が設置された背景というのが、福田委員の方からございましたような、いろいろないじめ問題や学校での事故等々が起こった時の対処等々に疑義があると、対処が遅いというような事例等もあつての事でしょうから、その他に臨時で緊急にお集まりいただくという</p>

<p>田畑市長</p>	<p>のは、今のところ、大きな事件が発生しない限り、年 2 回程度と して記しております。事件が発生した場合は、当然 2 回には こだわられませんので、緊急にお集まりいただくことがある というふうに事務局は理解しているところであります。</p> <p>このような法律の体系が出来たのは、今課長が説明したと おり、また、福田委員のおっしゃったとおり、そういう背 景があつて、このような形になったと思います。</p> <p>事件はあつてはならないですが、事件が発生した場合は もちろんその都度開催しなければなりません、一番の目 的は教育を振興して、いい子ども達を育てていく教育環 境を整えることにあると思いますので、そういう趣旨に沿 って会議を進めて行けたらと思います。</p> <p>その他意見はありませんか。無いようですので、「総合 教育会議設置要綱（案）」については、この方向で了承 してよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>田畑市長</p>	<p>よつて、「総合教育会議設置要綱（案）」については、 了承されました。</p> <p>正式には法制審議会にかけたいと思います。</p>
<p>田畑市長</p>	<p>次に協議題 2 「教育施策大綱（案）」について事務局 の説明を願います。</p>
<p>臼井課長</p>	<p>「教育施策大綱（案）」について説明申し上げます。</p> <p>いちき串木野市教育施策大綱は、いちき串木野市総合 教育会議において教育基本法第 17 条に規定する国の 教育振興基本計画を参酌するとともに、いちき串木野 市総合振興計画及びいちき串木野市教育振興基本計 画に基づき協議し、教育、学術及び文化の総合的な 施策について定めたものです。</p> <p>ここに図式化しておりますように、「国の教育振興基本 計画」、「県の教育振興基本計画」、「いちき串木野 市第一次総合計画」、「いちき串木野市教育振興基 本計画」を網羅した格好で、「いちき串木野市教育施 策大綱」という事にしたいと考えております。</p> <p>つまり、基本的には「いちき串木野市教育振興基本 計画」を「教育施策大綱」に位置付ける考えでいる ところです。</p> <p>加えて、次に掲げております、第一次総合計画で掲 げた「教育のまち」形成プログラムを指針とした教 育施策の推進を図っていきたく</p>

いうふうに、市長は提案をいたしております。

第一次総合計画（後期基本計画）の中の第3節「教育文化」に市が進めている、進めようとしている教育行政の基本的方向性、主要施策を掲げており、教育委員会が策定している教育振興基本計画も国・県の定めた振興基本計画を参酌しながら、本市総合計画の方向性を織り込んであることから、大綱自体は教育振興基本計画をもって代えるという考え方に立っております。

本日提案している大綱は、その「ダイジェスト版」という側面と、市長がまちづくりを進めていく上での教育に関する部分の「市長マニフェスト」等を考慮した「基本構想」の側面を盛り込んで作成しております。

考え方としては、1番目の「文化的な活動の推進」を例にとって申し上げますと、文化センター、総合体育館等、設備の整った環境での発表会や試合等を子どもに体験させたいとして本年度予算に借上げ料を組んだほか、国際交流、薩摩藩英国留学生記念館など、直接的には学校教育とは結び付きませんが、都市像に掲げている「ひとが輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」の実現に向けて教育部門でも取り組んで貰いたいとの思いが市長にあられるということで、この部分をこのような形で入れております。

2番目の「生涯学習の推進」では、少子高齢化社会が進行する中、地域交流センターを核としたまちづくり協議会による地域の特性を生かした取り組みが重要となってくると考えております。特に生涯学習に関わる諸施策については諸出前講座メニューや地域の求める講座開催などに取り組み、交流センターを中心とした活動やその成果をネットワーク化する仕組みづくりを推進していかねばならないとの思いを持っております。

生涯学習で学んだ市民がその成果を、今度は牽引車となって地域で活かせるような仕組みを構築して、地域の教育力向上に繋げて欲しいとの思いを込めて掲げております。

3番目の「学校教育の充実」では、教育振興計画を尊重して学校教育、諸教育環境整備等に努めていく姿勢を示しております。

その中で「英語のまちづくり（ブランド化）」や、今後、検討を進めていかなければならない「学校の適正規模・適正配置」等については、特記する形で掲げたところです。

4番目の「高等学校との連携強化」という項目では、高等学校との連携の考え方を入れさせて貰っております。教育委員会制度の仕組み上、

所管で言えば県及び県教育委員会になることから、市教育委員会は振興基本計画には積極的に盛り込めない部分であるかと思えます。しかし、若者の存在、市の元気・活力といった側面、そして市政を担当する市長として義務教育の出口の部分の充実・確保という点で高等学校の維持、存続、魅力度アップという点に力を注ぎたいという思いがあります。ここに掲げましたように、市来農芸高等学校については、農水産物・農水産加工品などの開発という面等でも連携していきたいということで、ここに、高等学校との連携強化という項目を盛り込んだところでもあります。

5番目の「スポーツ活動の推進」は、教育委員会が積極的に進める学校教育、社会教育、生涯学習という側面のほかに、まちの賑わいの創造、つまり交流人口の増、その波及効果として生ずる経済の活性化という側面も考慮に入れたいと考えており、総合体育館、多目的グラウンド、テニスコート、パークゴルフ場等の、総合運動公園をはじめとする体育施設の利用促進を図りたい思いを込めたものであります。

そういう視点で、国民体育大会やその他、関連イベント等の大会誘致にも積極的に取り組む考えを入れさせて貰いました。

6番目の「安全なまちづくりの推進」は、市全体で防災、防犯等々に取り組む中で、学校の安心・安全確保の為に取り組むとしております。道路行政や地域まちづくり推進施策の中で、積極的に児童・生徒の安全・安心の確保に努めたいという思いで項目として掲げております。

教育委員会の施策と併せて、執行部として教育施策の推進に資する指針として、この6項目を教育振興基本計画にプラスする形で提案しているところでもあります。

次に資料3ページであります。基本目標と施策の関連図を掲げております。後期の平成27年度から平成31年度までの5年後を見据えた教育の姿ということで、基本目標の「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を実現するために、本市の「教育振興基本計画」「教育行政」に掲げている構図であります。これをもって大綱としたいということで掲げております。

田畑市長

教育施策の大綱についてそれぞれの分野で説明がありました。1番目の中で、文化センターとか総合体育館のような施設の整った環境での発表会とか、試合等を、子ども達に体験させたいという思いから、又、本市の都市像も「人が輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」と位置付けておりますし、今年は国民文化祭も開催され、市制施行10

	<p>周年という事もありまして、タイミング的にも義務教育の児童・生徒に対する支援をしていくべきではないかという事で、27年度から文化センター等で子ども達が発表会等を行う時とか、総合体育館を利用して大会等を実施する場合には、各学校1回に限り使用料を市が負担することといたしました。</p> <p>郷土芸能では、一昨年度は「七夕踊り」を30万円アップして80万円の補助にしましたが、今年度は、課題として残っていた「祇園祭」を36万円から50万円に、「川上踊り」「虫追い踊り」「羽島太鼓踊り」も6万2千円を10万円にしました。あとは全部1万円とか2万円だったのでそれぞれ倍額にしたところです。</p> <p>市制施行10周年や、薩摩藩英国留学生150周年等が重なった良い年なので、新しいスタートにしたいと、教育長から要望がありましたので、文化面の補助額を増額したところであります。</p>
田畑市長	<p>施策大綱について、何かご意見ありませんか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
田畑市長	<p>無いようですので、</p>
	<p>「教育施策大綱」については、了承してよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
田畑市長	<p>ありがとうございます。それでは、「教育施策大綱」については、案</p>
	<p>でお示し致しました形です承されました。</p>
	<p>尚、諸事業の具体的な進め方については、市教育振興基本計画に沿って進めていくということを確認しておきたいと思います。</p>
	<p>次に、当面の本市教育行政の課題把握についてを議題といたします。</p>
	<p>事務局から説明を願います。</p>
臼井課長	<p>共通認識を持っておくべき当面の課題について数点、掲げておきたい</p>
	<p>と思います。</p>
	<p>1点目の課題といたしまして、「学校の適正規模・適正配置」の件が</p>
	<p>あります。</p>
	<p>国（文部科学省）が見直した適正規模・適正配置に係る基準に対し</p>
	<p>て、市内の14校がどういう段階にあるという情報は市民に繋いでおく</p>
	<p>必要があるのではないかと考えております。そこで、本年度の市政報</p>
	<p>告会時に変更になった設置基準等について話をしておきたいと考えて</p>
	<p>おります。</p>

有村教育長	<p>2点目に串木野学校給食センター建替え問題が喫緊の課題になってくるかと思えます。</p> <p>3点目に学校校舎等の耐震診断の結果、耐震化工事が必要とされた校舎等の工事が27年度完了することから、次の段階として、耐震調査基準の対象にならなかった施設、及び老朽化が進み改修・改造工事が必要な校舎等について計画的な事業推進が必要になってくると考えております。</p> <p>私の方から、いじめ問題に関して少し触れておきたいと思えます。いじめ問題への対応について平成25年9月に施行されました、「いじめ防止対策推進法」によりまして、本市も2つの付属機関として委員会を設置いたしました。</p> <p>1つは、「いじめ問題対策委員会」で年3回程開催する予定であります。</p> <p>もう1つは、命に係わるような深刻ないじめが起こった場合に開催する「いじめ調査委員会」を設置しておりますのでお知らせをしておきます。</p>
田畑市長	<p>只今、当面の課題について、大きく3点ほど説明がありました。</p> <p>ご承知のとおり文部科学省が58年ぶりに学校の設置基準見直しを行ったことに伴い、議会の一般質問でもいろいろと考え方を問われたところでは。</p> <p>そういうことからすれば、機会を捉えて市民に情報を繋いでおくことは必要だと考えますので、市政報告会で市民の皆様にお知らせしたいと思っております。</p> <p>学校給食センターの建て替えの件、今後の学校教室棟の改修については、大きな予算を伴う案件が今後控えているということ、今日は執行部・教育委員会がお互い確認したということで了解いただければと思えますが、なにかご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>特にありません。</p>
田畑市長	<p>無ければ、今日、提案いたしました案件については、全てご了承いただいたものとして、第1回総合教育会議を閉会したいと思います。御苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時40分)</p>